

随意契約に付する理由書

工 事 名 : 大阪府宮堺竹城台4丁第2期住宅(建て替え)仮設進入路撤去工事

本工事は、現在工事中の大阪府宮堺竹城台4丁第2期高層住宅(建て替え)新築工事(第2工区)(以下「新築工事」という。)に隣接する、仮設工事用車両進入路(以下「進入路」という。)の撤去を行うものです。

現在、新築工事の進入路は、閑静な既存住宅敷地内の法面の一部を削り、高台にある新築工事現場に向かって設置しその周囲を高さ3mの万能鋼板により区画されており、新築工事竣工後に別途発注工事にて撤去する予定としていました。

しかし、進入路に設置された高さ3mの万能鋼板の状況を見て、地元住民から工事で使用する間はやむを得ないものの、万能鋼板は団地から市道への出入口に近接するため見通しが悪いことによる安全上の問題や住棟に近接するため死角に伴う防犯上の問題、風通しが悪いことによる居住環境上の問題等を指摘されており、所管課からも新築工事完成と同時期に居住環境等の改善を図ってほしいとの要望を受けたため、当初予期し得なかったこの時期に本工事を行うものです。

当該進入路の撤去に際しては、新築工事施工区域内東側の通路部分を工事用進入路として切り替える必要があることから、新築工事の受注者以外の施工となれば作業ヤードの確保及び工程調整等が困難な状況であります。

そのため、本工事においては、下記の新築工事受注者へ発注することにより工期の短縮及び経費の節減が図れるとともに、仮設ヤードの確保や工事進入路の切替調整等も円滑に行えます。

以上のことから、住宅まちづくり部競争入札審査会・建築部会に諮り了承を得た、新築工事の受注者である町田・利晃共同企業体より見積書を徴取することとし、その結果が予算及び予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づき随意契約を締結するものです。

併せて、見積書を同社より徴取することとし、比較見積書については、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により省略するものとします。

記

工 事 名 称 : 大阪府宮堺竹城台4丁第2期高層住宅(建て替え)新築工事(第2工区)

受 注 者 : 町田・利晃共同企業体

工 事 期 間 : 令和元年12月23日～令和3年8月20日

請負代金額 : ¥705,700,600-